

卒業時まで保管

所沢市立北野中学校 PTA会則



発行 令和3年5月

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は所沢市立北野中学校PTA(以下本会という)と称し、事務局を北野中学校に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は役員との協力により北野中学校の教育の進展、向上をはかり心身ともに健全な生徒の成長をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次にかかげる活動をする。

- (1) 家庭と学校との緊密な連絡
- (2) 教育環境の整備と充実
- (3) 生徒の保健及び厚生
- (4) 生徒の校外生活の指導
- (5) 会員の教養の向上と親睦
- (6) その他本会の目的を遂行するための事項

第3章 方針

第4条 本会は特定の政党、宗教にかたよることなく、また、営利を目的とした事業継続行為は行わない。

第5条 本会は学校の人事、その他の管理運営は一切干渉しない。

第4章 会員

第6条 本会の会員となることのできる者は次のとおりとする。

- (1) 北野中学校に在籍する生徒の保護者
- (2) 北野中学校の教職員

第7条 本会の会員は会則の定めるところにより、すべて平等な権利と義務を有する。

第5章 会計

第8条 本会の活動に要する経費は、会員の納入する会費、寄付金その他の収入により支払われる。

第9条 寄付金を受ける時は運営委員会の承認を必要とする。

第10条 会費は一家庭月額200円とする。

第11条 本会の決定は会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員及び顧問

第13条 本会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会長1名、副会長3名(P2・T1)書記3名(P2・T1)会計3名(P2・T1)会計監査3名
- (2) 本会には顧問若干名を置くことができる。

第14条 役員任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

第15条 役員に欠員を生じたときは、運営委員会がこれを推薦補充する。この場合の任期は、前任者の残留任期とする。

第16条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会の代表とし、総会及び運営委員会その他一切の会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は総会及び運営委員会の議事を記録し、庶務を司る。
- (4) 会計は本会の予算に基づき、一切の会計事務を処理し、且つ本会の財産を管理する。
- (5) 会計監査は必要に応じ会計監査を行う。

第17条 学校長はすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

第7章 役員を選出

第18条 運営委員・教職員より若干名をもって構成する選考委員会を設置する。

- (1) 選考委員会は会長、副会長、書記、会計、会計監査の候補を選出して、その候補を会員に通知する。
- (2) その後、総会において承認を得る。
- (3) 本条(1)の場合、その選考結果発表の前に、選出された候補者の同意を得なければならない。
- (4) 選考委員は選考の対象にならない。

第8章 総会

第19条 総会は本会の最高決議機関であって全会員をもって構成する。

第20条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

- (1) 定期総会は原則として毎年5月に書面による決議の方法により行い、次の事項を審議、承認、決定する。
 - (イ) 前年度の事業報告
 - (ロ) 前年度の会計決算報告
 - (ハ) 新年度の事業計画
 - (ニ) 新年度の予算
 - (ホ) 役員
 - (ヘ) その他重要事項
- (2) 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったときに、会長がこれを召集する。

第21条 総会は会員の5分の1以上の出席(委任状も出席と認める)または書面提出をもって成立する。議決は出席者または書面の過半数の賛成を必要とする。可否同数のときは議長の決するところによる。

第9章 運営委員会及び専門部

第22条 運営委員会の構成及び仕事は次のとおりとする。

- (1) 運営委員会は本会の役員(但し会計監査を除く)、及び正副専門部長、学年委員長その他運営委員会が認める者をもって構成する。但し専門部の教職員は任意に出席できる。
- (2) 運営委員の仕事は次のとおりとする。
 - (イ) 総会の議決事項の運営及び執行
 - (ロ) 各専門部立案の事業計画の審議検討
 - (ハ) その他、会務を円滑に遂行するために必要な諸調査立案とその遂行

第23条 本会は次の専門部を置く。

- (1) 総務部:進路対策、その他の部に属さない事項一切に関すること。
- (2) 教養部:会員の教養及び親睦に関すること。
- (3) 環境厚生部:教育環境の整備及び生徒の校外における生活の指導に関すること、及び福利厚生、保健衛生に関すること。
- (4) 広報部:広報活動に関すること。

(5) その他必要に応じて専門部を置くことができる。

(6) 総務部委員、教養部委員及び広報部委員は各学級より1名ずつ、環境厚生部委員は各学級より2名ずつ選出し、選出された各部委員の互選により各部正副部長候補を選出する。

第10章 学年・学級

第24条 本会に学年委員会及び学級委員会を置く。

(1) 学年委員会は教養、親睦をふかめ、各学年の連絡調整を図ること。

また、学年委員会は同学年の学級委員2名をもって構成し、正副委員長を選出する。

(2) 学級委員会は学級会員をもって構成し、学級委員は各学級より2名ずつ選出する。

第11章 会則の改正

第25条 本会の会則は総会において、会員の過半数の賛成を得なければ改正することができない。

第12章 雑則

第26条 不可抗力等によりPTAの運営を変更せざるを得ないときは、この会則の規定にかかわらず、会長が運営委員会に諮って決定する。

附 則

第 1条 施行及び改訂履歴

本会の会則は昭和59年6月2日より実施する。

本会の会則は昭和60年5月4日より一部改正して実施する。

本会の会則は昭和63年5月14日より一部改正して実施する。

本会の会則は平成7年11月18日より一部改正して実施する。

本会の会則は令和元年5月10日より一部改正して実施する。

本会の会則は令和2年5月8日より一部改正して実施する。

本会の会則は令和3年5月7日より一部改正して実施する。

第 2条 細則を別に定めることができる。

PTA会則 細則

第1章 慶弔・旅費規約

- 第1条 所沢市立北野中学校PTA(以下本会という)は所沢市立北野中学校PTA会則第6条に規定する会員をもって組織する。
- 第2条 本規約は会員相互に慶弔、祝慰の意を表し、厚生親睦を図ること及びPTA活動に関する旅費を支給することを目的とする。
- 第3条 慶弔及び旅費の経費は、PTA会費をもってこれにあてる。
- 第4条 次の各項目に該当する場合は、各項に定める金額を本会より支出する。
(1)教職員が結婚した時(結婚の為の退職を含む) 10,000円とする。
(2)教職員が転退職した時の記念品代
在籍3年未満は、1,000円、3年以上は、3,000円とする。
(3)会員又は生徒が死亡した時 10,000円とする。
(4)全項以外の事項については運営委員会にはかり決定する。但し、緊急を要する場合は会長の裁量にまかせる。
- 第5条 会員の慶弔に際しては、本会を代表して会長又は代理者が出席または参列し、慶弔の意を表するものとする。但し特別の事情がある場合は、事後、慶弔の意を表することを以って代えることができる。
- 第6条 病気見舞いは本会を代表し、主として同一学年の学年委員長があたるものとする。
- 第7条 前4条で規定する慶弔見舞い等についての返礼等は一切しないことを原則とする。
- 第8条 本会から支給する旅費とは、次の交通費をさす。
(1)鉄道運賃の額は、自宅から経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の普通運賃とする。ただし、片道100kmを超える場合は、特急急行・指定席料金を加算することができる。
(2)自動車賃の額は、旅客運賃に換算した料金による。
(3)航空運賃の額は、旅客運賃の実費による。ただし、航空機を利用しての出張は緊急かつ重要な用務で、あらかじめ運営委員会の承認を得た場合に限る。
(4)船賃の額は、旅客運賃及び特別船室料金の実費による。
- 第9条 鉄道運賃は、自宅から経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の普通運賃とする。ただし、片道100kmを超える場合は、特急急行・指定席料金を加算することができる。
- 第10条 自動車賃の額は、旅費運賃に換算した料金による。
- 第11条 航空運賃の額は、現に支払った旅客運賃による。ただし、航空機を利用しての出張は緊急かつ重要な用務で、あらかじめ運営委員会の承認を得た場合に限る。
- 第12条 船賃の額は、旅客運賃及び特別船室料金による。
- 第13条 日当は支給しない。
- 付 記 本規約は昭和59年7月25日より実施する。
本規約は昭和61年5月17日より一部改正して実施する。
本規約は平成6年4月30日より一部改正して実施する。
本規約は平成21年4月28日より一部改正して実施する。
本規約は平成27年5月1日より一部改正して実施する。
本規約は令和元年5月10日より一部改正して実施する。
会員以外の慶弔については、その都度運営委員会にはかり決定する。
本規約は令和3年5月7日より一部改正して実施する。

第2章 個人情報取り扱い規約

- 第 1条 本会は北野中学校 PTA 会員をもって組織する。
- 第 2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。
- 第 3条 本会における個人情報の管理者は会長とし、個人情報の取扱者は役員及び選考委員とする。
- 2 管理者及び取扱者は、次条の目的のために、学校が取得している個人情報を必要最小限で利用することができる。
 - 3 管理者及び取扱者は、業務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。また、その役職を退いた後も同様とする。
- 第 4条 本会が取得した個人情報は次の目的で利用する。
- (1)PTA活動に必要な連絡網および名簿作成のため
 - (2)会費納入の管理のため
 - (3)活動における行事等の参加確認のため
 - (4)役員・委員の選考選出のため
- 第 5条 本会は本人の同意を得ずに第4条の範囲を超える個人情報を扱わないものとする。
- 第 6条 個人情報が記載されたいかなるものの管理は、管理者または取扱者が適正に行う。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとし、個人情報流出(紛失含む)の恐れがあることを把握した場合は直ちに管理者へ報告する。
- 第 7条 本会は、本人から個人情報の開示や利用停止、追加または削除を求められた際は、法令に沿ってこれに応じる。
- 付 記 本規約は令和2年5月8日より実施する。
本規約は令和3年5月7日より一部改正して実施する。